

高知県スポーツ振興推進本部設置規程 新旧対照表

新

旧

高知県スポーツ振興推進本部設置規程

(設置)

第1条 県民がスポーツを通じて健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことを目指して、本県のスポーツ振興施策を関係部局の連携のもとで推進をするため、高知県スポーツ振興推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部次長
- (4) 本部員

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部次長は、観光振興スポーツ部長をもって充てる。

5 本部員は、総合企画部長、総務部長、健康政策部長、子ども・福祉政策部長、文化生活部長、土木部長及び教育長をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の理事又は部局長を本部員とすることができる。

第3条～第7条 略

高知県スポーツ振興推進本部設置規程

(設置)

第1条 県民がスポーツを通じて健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことを目指して、本県のスポーツ振興施策を関係部局の連携のもとで推進をするため、高知県スポーツ振興推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部次長
- (4) 本部員

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部次長は、観光振興スポーツ部長をもって充てる。

5 本部員は、総合企画部長、総務部長、健康政策部長、子ども・福祉政策部長、文化生活部長、産業振興推進部長、商工労働部長、土木部長及び教育長をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の理事又は部局長を本部員とすることができる。

第3条～第7条 略

高知県スポーツ振興推進本部設置規程 新旧対照表

新

旧

附 則

この訓令は、平成29年5月26日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和8年6月12日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年5月26日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。